

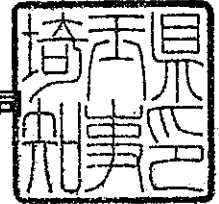
環 政 第 7 5 5 号

平成 2 6 年 3 月 1 0 日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣 瀬 直 己 様

埼玉県知事 上 田 清



原子力損害賠償に係る公開質問について

本県では、福島第一原子力発電所事故に伴い、空間放射線量の測定、食品や飲料水中の放射性物質の検査、その他除染などの様々な放射線対策の実施を余儀なくされました。

これらの対策に要した費用については、御社に対して損害賠償請求を行っているところですが、平成26年3月10日現在、御社から支払われた賠償額は、その約3分の1に過ぎず極めて遺憾です。

これまで、県のみならず市町村及び関係一部事務組合は、御社との賠償交渉に膨大な時間と労力を費やしてきました。

そこで、県としては、今後もこれまでどおり当事者間での交渉を継続していくか、又は交渉を打ち切り第三者機関による裁定に委ねるかを判断するための公開質問書と市町村及び一部事務組合からの意見・質問書を取りまとめました。

については、別添の公開質問書に対して、未曾有の大事故を起こした当事者責任を十分に自覚した上での誠実かつ明確な回答を求めます。

なお、御社からの回答は、県民に広く公表する予定であることを申し添えます。